足 利 市

20 詳安等 2 4 旦	令和4年度足利市一般会計補正予算(第11号)に
49 職条第44万	节和4年及足利川 ^一 成云司佣止了异(第115)に
	ついて3
30 議案第25号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に
	関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
	条例の制定について3
31 議案第26号	令和4年度足利市水道事業会計補正予算(第3号)に
	ついて
32 議案第27号	令和4年度足利市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
	について
33 議案第28号	令和4年度足利市下水道事業会計補正予算(第2号)に
	ついて

- 29 議案第24号 令和4年度足利市一般会計補正予算(第11号)について 令和4年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。 (議決の根拠)
- 地方自治法 第96条(議決事件)(参照事項)
- 地方自治法 第218条(補正予算、暫定予算等)

(予算説明書別冊のとおり)

30 議案第25号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、 所要の規定を整備するため、条例を制定しようとするものである。

(議決の根拠)

- 〇 地方自治法 第96条 (議決事件) (参照事項)
- 地方自治法 第2条(地方公共団体の法人格とその事務)第14条(条例の制定及び罰則)
- 〇 新旧対照表
 - ◎ 足利市印鑑条例【第1条関係】

改 正 案 現 行 (印鑑登録証明書の交付申請) (印鑑登録証明書の交付申請) 第 14 条 (略) 第 14 条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、自ら電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書(以下この項において「利用者証明用電子証明書」という。)が記録されている個人番号カード又は利用者証明用電子証明書が記録されている同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備を使用し、電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と申請

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、自ら個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用し、電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請することができる。この場合において

等をする者の使用に係る電子計算機とを電 気通信回線で接続した電子情報処理組織を いう。)を使用して申請することができ る。この場合においては、暗証番号その他 の必要事項を入力し、同法第2条第2項に 規定する電子利用者証明を行うものとす る。 は、暗証番号その他の必要事項を入力し、 同法第2条第2項に規定する電子利用者証 明を行うものとする。

◎ 足利市税条例【第2条関係】

改 正 案

(課税台帳等記載事項等の閲覧及び証明 書の交付)

第18条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、課税台帳等 記載事項等の証明書の交付を受けようとす る者は、自ら電子署名等に係る地方公共団 体情報システム機構の認証業務に関する法 律(平成14年法律第153号。以下この項 において「電子署名地方認証法」とい う。) 第22条第1項に規定する利用者証明 用電子証明書(以下この項において「利用 者証明用電子証明書」という。) が記録さ れている行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 7 項に 規定する個人番号カード又は利用者証明用 電子証明書が記録されている電子署名地方 認証法第 16 条の2第1項に規定する移動 端末設備を使用し、電子情報処理組織(本 市の使用に係る電子計算機(入出力装置を 含む。以下この項において同じ。)と申請 等をする者の使用に係る電子計算機とを電 気通信回線で接続した電子情報処理組織を いう。)を使用して申請することができ る。この場合においては、暗証番号その他 の必要事項を入力し、電子署名地方認証法 第2条第2項に規定する電子利用者証明を 行うものとする。

4 • 5 (略)

現行

(課税台帳等記載事項等の閲覧及び証明 書の交付)

第18条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、課税台帳等 記載事項等の証明書の交付を受けようとす る者は、自ら行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法 律(平成25年法律第27号)第2条第7項 に規定する個人番号カード(電子署名等に 係る地方公共団体情報システム機構の認証 業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下この項において「電子署名地方認 証法」という。) 第22条第1項に規定する 利用者証明用電子証明書が記録されている ものに限る。)を使用し、電子情報処理組 織(本市の使用に係る電子計算機(入出力 装置を含む。以下この項において同じ。) と申請等をする者の使用に係る電子計算機 とを電気通信回線で接続した電子情報処理 組織をいう。)を使用して申請することが できる。この場合においては、暗証番号そ の他の必要事項を入力し、電子署名地方認 証法第2条第2項に規定する電子利用者証 明を行うものとする。

4 • 5 (略)

○ 足利市手数料条例【第3条関係】 (略)

- 31 議案第26号 令和4年度足利市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 32 議案第27号 令和4年度足利市工業用水道事業会計補正予算(第2号)について
- 33 議案第28号 令和4年度足利市下水道事業会計補正予算(第2号) について それぞれ令和4年度の予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。 (議決の根拠)
- 地方自治法 第96条(議決事件)(参照事項)
- 地方自治法 第218条(補正予算、暫定予算等)
- 一 地方公営企業法 第24条(予算)第25条(予算に関する説明書)

(予算説明書別冊のとおり)